

延滞税・利子税・還付加算金について（令和2年度改正）

○ 利子税について、市中金利の実勢を踏まえ、税率の引下げを行う。還付加算金の割合についても、同様に引下げを行う（令和2年度改正：令和3年1月1日以後の期間について適用）。

（注）延滞税については、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税について、利子税・還付加算金と同様に税率の引下げを行う（通常の延滞税等については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準を維持）。

【改正前】

	内 容	税 率 (特例基準割合)	令和2年分 の場合
利子税 ^(※) (主なもの)	法人税における申告期限の延長特例に係る納付、相続税における延納等、一定の手続を踏んだ場合に約定利息として課されるもの	「貸出約定平均金利+1%」	1.6%
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	「貸出約定平均金利+1%」	1.6%
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	「貸出約定平均金利+1%」 +7.3%(早期納付を促す)	8.9%
	2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	「貸出約定平均金利+1%」 +1%(早期納付を促す)
納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 ※災害・病気等の場合には、全額免除	「貸出約定平均金利+1%」	1.6%

【改正後】

税 率 (特例基準割合)	令和2年分 の場合
「貸出約定平均金利+0.5%」	1.1%
「貸出約定平均金利+0.5%」	1.1%
改正なし	
改正なし	
「貸出約定平均金利+0.5%」	1.1%

（※）相続税・贈与税の7.3%以外の利子税については、右の算式で算定 「利子税の割合（本則）×特例基準割合/7.3%」

（注1）改正後の「適用税率」については、下限を0.1%（改正前：なし）とする。

（注2）改正後の「貸出約定平均金利」については、その告示時期を各年11月30日までに前倒し（改正前：12月15日まで）する。